

第 八 十 四 号 議 案

江 戸 川 区 文 化 ス ポ ー ツ プ ラ ザ 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 六 年 十 一 月 二 十 二 日

提 出 者

江 戸 川 区 長

斉

藤

猛

江戸川区文化スポーツプラザ条例

（趣旨）

第一条 この条例は、江戸川区文化スポーツプラザ（以下「文化スポーツプラザ」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 文化芸術及びスポーツの振興を図り、健康で文化的な区民生活の充実に及び向上に寄与するため、文化スポーツプラザを次のとおり設置する。

名称	位置
----	----

江戸川区文化スポーツプラザ	江戸川区松島二丁目一六番二〇号
---------------	-----------------

（事業）

第三条 文化スポーツプラザは、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 文化芸術及びスポーツの普及並びにコミュニティ活動の増進に関すること。
- 二 文化スポーツプラザの施設（以下「施設」という。）の利用に関すること。
- 三 その他江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業に関すること。

（利用区分）

第四条 施設の利用区分は、次のとおりとする。

- 一 貸切利用

二 一般公開利用

（利用承認）

第五条 施設の利用（多目的広場の一般公開利用を除く。以下同じ。）をしようとする者は、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。（利用の不承認）

第六条 区長は、施設の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を承認しない。

一 公益を害するおそれがあるとき。

二 秩序を乱すおそれがあるとき。

三 その他管理上支障があるとき。

（施設及び使用料）

第七条 施設及びその使用料は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

2 施設の付帯設備、備付器具及びその使用料は、江戸川区規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

（使用料の納付）

第八条 第五条第一項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、直ちに前条に定める使用料を納付しなければならない。（使用料の減額又は免除）

第九条 第七条の使用料は、区長が規則で定める理由があるときは、減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第十条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が規則で定める理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

（利用承認の取消し等）

第十一条 区長は、施設の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

二 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。

三 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

四 その他区長が特に必要と認めるとき。

（原状回復の義務）

第十二条 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならぬ。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、区長が執行し、その費用を利用者から徴収する。

（利用権の譲渡等の禁止）

第十三条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償の義務）

第十四条 文化スポーツプラザを利用する者は、施設、付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の規定に基づき区長が行う利用の承認その他文化スポーツプラザの管理のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第一（第七条関係）

貸切使用料

施設	単位	使用料
音楽室	一時間	三二〇円
図工室	一時間	三二〇円
パラスポーツルーム	一時間	四二〇円
体育館	一時間	七三〇円
多目的室	一時間	四二〇円
多目的広場	二時間	ただし、小・中学生は無料

備考 多目的広場以外の施設を貸し切る場合に限り、一時間を超える利用時間については、三十分を単位として利用することができるとし、当該単位にあつては、規定使用料の五割を徴収する。

別表第二（第七条関係）

一般公開使用料

施設	単位	使用料
パラスポーツルーム	二時間	ただし、小・中学生は〇〇円

多 目 的 広 場	体 育 館
	二 時 間
無 料	た だ し、 小・中 学 生 一 は 〇 〇 円 無 料

（説明）

文化芸術及びスポーツの振興を図り、健康で文化的な区民生活の充実及び向上に寄与するため、江戸川区文化スポーツプラザの設置及び管理について定める必要があるので、本案を提出いたします。